

政令指定都市自治基本条例条文比較表

市町村名	熊本市 自治基本条例	川崎市 自治基本条例	静岡市 自治基本条例	札幌市 自治基本条例	新潟市 自治基本条例	北九州市 自治基本条例
施行日	平成22年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日	平成20年2月22日	平成22年10月1日
【前文】	前文	○	○	○	○	○
【目的】	1条	○	○	○	○	○
【定義】	2条	○	○	○	○	○
【自治の基本理念】 【自治運営の基本原則】	3・4条	○	○	○	○	○
【市民の権利】 【市民の責務】	5. 6条	○	○	○	○	○
【市議会の役割】 【市議会議員の責務】	7・8条	○	○	○	○	○
【市長の責務・役割】 【市の職員の責務】	9・10・11条	○	○	○	○	○
【市制の基本原則】	12条	○	○	○	○	○
【総合的かつ計画的な市制】	13条	○ 第15条①	○ 第14・15条	○ 第17条	○ 第13条②	○ 第15条
【法務】				○ 第16条③ (法令解釈、制定改廃)		○ 第16条 (法令解釈、制定改廃)
【行政評価】	○ 第13条③	○ 第17条	○ 第24条	○ 第31条	○ 第23条	○ 第18条
【市民からの提案】 【施策への反映】	○ 第21条【意見等の取扱い】 (提案に対して誠実に対応)	○ 第15条②(3) (提案等に的確に対応)	○ 第22条	○ 第21条⑥		○ 第24条
【効率的かつ効果的な市制】	14条	○ 第16条	○ 第19条③	○ 第18条	○ 第14条	○ 第17条

# 政令指定都市自治基本条例条文比較表

市町村名	熊本市 自治基本条例	川崎市 自治基本条例	静岡市 自治基本条例	札幌市 自治基本条例	新潟市 自治基本条例	北九州市 自治基本条例
施行日	平成22年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日	平成20年2月22日	平成22年10月1日
【組織体制】	15条	○ 第15条③		○ 第16条②	○ 第13条③	
【総合的な行政サービス】	16条			○ 第16条②		
【人事体制】	17条			○ 第15条		
【公益通報制度】	18条					
【法令遵守及び倫理保持】					○ 第20条 (信頼される市政の確立)	
【審議会等】	19条	○ 第29条 (市民公募のみ)		○ 第21条④ (市民公募のみ)	○ 第16条 (市民公募のみ)	○ 第19条 (市民公募のみ)
【パブリックコメント】 【市民意見の聴取】	市民参画と協働の推進条例	○ 第30条	○ 第21条		○ 第17条	○ 第23条
【行政手続】	20条			○ 第20条③	○ 第21条	
【意見等の取扱い】	21条				○ 第22条①	
【説明責任】	22条		○ 第23条			
【公的オンブズマン】 ※苦情等に対する措置等	23条	○ 第18条 (処理機関を置く)		○ 第20条	○ 第22条③ (第三者機関を置く)	○ 第20条 (仕組みの整備)
【外部監査】				○ 第20条	○ 第24条	
【危機管理】	24条					

# 政令指定都市自治基本条例条文比較表

市町村名	熊本市 自治基本条例	川崎市 自治基本条例	静岡市 自治基本条例	札幌市 自治基本条例	新潟市 自治基本条例	北九州市 自治基本条例
施行日	平成22年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日	平成20年2月22日	平成22年10月1日
【情報共有の原則】 ※情報共有の仕組み整備	25条	○	○	○	○	○
【個人情報保護】	26条	○	○	○	○	○
【参画の原則】	27条	○	○	○	○	○
【青少年・子どもの参画】	28条			○ 第24条		○ 第7条
【協働の原則】	29条	○	○	○	○	
【市民参画・協働のための仕組み】 【参画と協働によるまちづくり条例】	30・31条	○ 第32条		○ 第28条① (まちづくりセンターの拠点性)		○ 第22条 (市民参画のみ)
【区の設置・役割・整備】		○ 第19・20条		○ 第29条	○ 第25条	
【区民会議】		○ 第22条				
【区自治協議会】					○ 第28条 (自治法202の5:地域協議会)	
【地域コミュニティ活動】	32条	○ 第9条		○ 第28条②	○ 第26・27条	○ 第26・27条 (区役所を拠点とする)
【市民公益活動】	33条			○ 第28条②		
【住民投票】	34条	○	○	○	○	○
【住民投票の請求及び発議】	35条		○ 第26条			

# 政令指定都市自治基本条例条文比較表

市町村名	熊本市 自治基本条例	川崎市 自治基本条例	静岡市 自治基本条例	札幌市 自治基本条例	新潟市 自治基本条例	北九州市 自治基本条例
施行日	平成22年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日	平成20年2月22日	平成22年10月1日
【国・他の地方公共団体等との連携】	36条	○	○	○	○	○
【自治推進委員会】	37条	○ 第33条 (審議会等を設置)	○ 第27条 (市民自治推進審議会)			
【最高規範性】	38条	○ 第2条	○ 第3条	○ 第3条①	○ 第3条	○ 第2条
【条例の見直し】	39条		○ 第28条 (期間の指定なし)	○ 第32条 (5年を超えない期間)	○ 附則2 (5年以内)	○ 第29条 (5年を超えない期間)